

相模原市監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、議会局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年10月31日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査の期日

平成26年10月30日

2 監査の対象及び方法

この監査は、議会局において、平成26年度（平成26年8月末日まで）、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

（1）議会総務課

各事業の支出に関する事務

（2）議事課

各事業の支出に関する事務

（3）政策調査課

各事業の支出に関する事務

なお、議会総務課の各事業の支出に関する事務のうち、交際費及び相模原市議会政務活動費に関する事務については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、岸浪孝志監査委員及び中村昌治監査委員は除斥とした。

3 監査の結果

議会局における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

4 意見

本市においては、政務活動費がより適正に執行されるよう市議会において独自に政務活動費マニュアルが策定され、その運用が行われているところである。

政務活動費については、他自治体において不適切な事例が全国的に報道され、その適正な執行が求められていることから、議会局においても引き続き透明性の確保や、マニュアル等に基づいた適正な執行が図られるよう努められたい。